

報告書作成の手引き

自動車使用管理計画
自動車地球温暖化対策計画

令和8年4月

埼玉県環境部大気環境課

目 次

◎ 制度の概要	1
◎ 計画等の作成方法	5
I 低燃費車の導入義務について	5
II 事前準備	5
III 計画の作成	6
IV 実績報告の作成	21
V エコドライブ推進者選任・解任届の作成	36
◎ 計画等の提出方法	38
◎ 計画等の公表	40
◎ [参考]	
1 提出書類の確認	41
2 排出量の計算方法について	44
3 低燃費車について	47
4 型式と車両の種類対応表	54
5 車両毎の排出量の入力について	55
6 日本標準産業分類	57
7 バイフューエル車の記載について	58

制度の概要

自動車の使用に伴い排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の削減を図るため、自動車NO_x・PM法及び埼玉県生活環境保全条例により、自動車使用管理計画制度を平成14年度から施行しています。また、平成22年度からは、自動車の使用に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るため、埼玉県地球温暖化対策推進条例により、自動車地球温暖化対策計画制度を施行しています。この二つの計画制度（以下、「計画等」という。）は、事業者が自ら、低公害車・低燃費車の導入、適正運転の実施等の環境配慮行動を積極的に行うことにより、NO_x・PM、温室効果ガスの排出を抑制することを求めるものです。

埼玉県内で使用する自動車*の台数が30台以上の事業者は、上記計画等の提出が必要です。また、自動車地球温暖化対策計画においては、埼玉県内で使用する自動車の台数が30台未満の事業者も任意で提出することができます。

※ 対象となる自動車

- ・対象となる自動車は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪のものを除く。）です。これを自動車登録規則（国土交通省令）によると、貨物自動車（1，4，6ナンバー）、乗合自動車（2ナンバー）、乗用自動車（3，5，7ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）が対象となり、軽自動車、二輪車、特殊自動車（0，9ナンバー）は対象外となります。
- ・所有をしていなくても、リースなどにより実際に使用している自動車は台数に含まれます。
- ・自動車検査証の使用の本拠が埼玉県内かつ使用者が対象事業者の自動車が対象です。
- ・埼玉県内に複数の事業場がある場合は、その合計台数で判断します。

例) A社 a 事業場 (埼玉県内) : 20 台 b 事業場 (東京都内) : 15 台 c 事業場 (埼玉県内) : 18 台	} この場合、埼玉県内にある a 事業場 (20 台) と c 事業場 (18 台) を合計し、38 台となる。
---	--

- ・自動車使用管理計画を国（埼玉運輸支局など）にのみ提出している事業者であっても、埼玉県内で使用している自動車の台数が30台以上の場合は、自動車地球温暖化対策計画の提出対象となります。

I 提出者及び提出する計画等

埼玉県内で使用する自動車の台数に応じて、以下の書類を提出してください。

① 埼玉県内で使用する自動車の台数が30台以上である事業者

- ・自動車使用管理計画書
(計画提出の翌年度から自動車使用管理実績報告書)
- ・自動車地球温暖化対策計画作成報告書
(計画提出の翌年度から自動車地球温暖化対策実施状況報告書)
- ・エコドライブ推進者選任届出書

② 埼玉県内で使用する自動車の台数が200台以上である事業者

- ①に加えて、
- ・低燃費車導入方策 (自動車地球温暖化対策計画作成報告書の別紙2-2に記載)

③ 埼玉県内で使用する自動車の台数が30台未満である事業者

- ・自動車地球温暖化対策計画作成報告書 (任意)
(計画提出の翌年度から自動車地球温暖化対策実施状況報告書)
- ・エコドライブ推進者選任届出書 (上記計画を提出する場合に提出)

Ⅱ 計画等の種類

自動車の使用の本拠及び自家用・営業用の別により、適用される法令（略）や提出先が異なります。県に提出する場合の概要は以下のとおりです。（提出期限が、休日・祝日の場合は翌日が期限となります）

なお、国（関東運輸局等）に提出する場合、詳細は提出先にお問い合わせください。

○ 自動車使用管理計画書（様式第6号の2、様式A-1）

自動車から排出されるNO_x及びPMを抑制するための計画。

計画期間：原則3～5年間

記載内容

- ①計画期間最終年度におけるNO_x及びPMの目標排出量
- ②計画期間内におけるNO_x及びPMの排出抑制のために講ずる措置

提出期限：計画期間が満了した日から3か月以内（6月末）又は自動車使用台数が30台以上となった日から3か月以内。

○ 自動車使用管理変更計画書（様式第6号の3、様式A-2）

自動車使用管理計画に変更が生じた場合に提出する。

提出期限：計画を変更した日から3か月以内。

添付書類：自動車使用管理計画書と同様

○ 自動車使用管理実績報告書（様式第6号の4、様式A-3）

自動車使用管理計画に係る年度ごとの実績報告。計画提出の翌年度から提出を要する。

記載内容：

- ①前年度におけるNO_x及びPMの排出量
- ②前年度におけるNO_x及びPMの排出抑制のために講じた措置

提出期限：毎年6月30日まで。

○ 自動車地球温暖化対策計画作成報告書（様式第8号）

自動車から排出される二酸化炭素（CO₂）を抑制するための計画。

計画期間：原則5年間。ただし、自動車NO_x・PM法又は埼玉県生活環境保全条例に基づく「自動車使用管理計画」の計画期間に合わせることをとする。

記載内容：

- ①計画期間最終年度におけるCO₂の目標排出量
- ②計画期間内におけるCO₂の排出抑制のために講ずる措置

提出期限：計画書を作成しなければならない年度の7月31日まで。

○ 自動車地球温暖化対策計画変更報告書（様式第8号）

自動車地球温暖化対策計画に変更が生じた場合に提出する。

提出期限：計画を変更した日から30日以内。

添付書類：自動車地球温暖化対策計画と同様

○ **自動車地球温暖化対策実施状況報告書（様式第10号）**

自動車地球温暖化対策計画に係る年度ごとの実績報告。計画提出の翌年度から提出を要する。

記載内容：

- ①前年度におけるCO₂の排出量
- ②前年度におけるCO₂の排出抑制のために講じた措置

提出期限：毎年7月31日まで。

○ **自動車地球温暖化対策計画廃止報告書（様式第9号）**

任意で自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者が計画を廃止した場合に提出する。

提出期限：計画を廃止した日から30日以内。

添付書類：なし

○ **エコドライブ推進者選任・解任届出書（様式第11号）**

事業者内でエコドライブを効果的に推進する者を1人選任する。

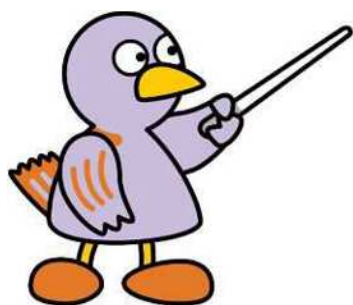
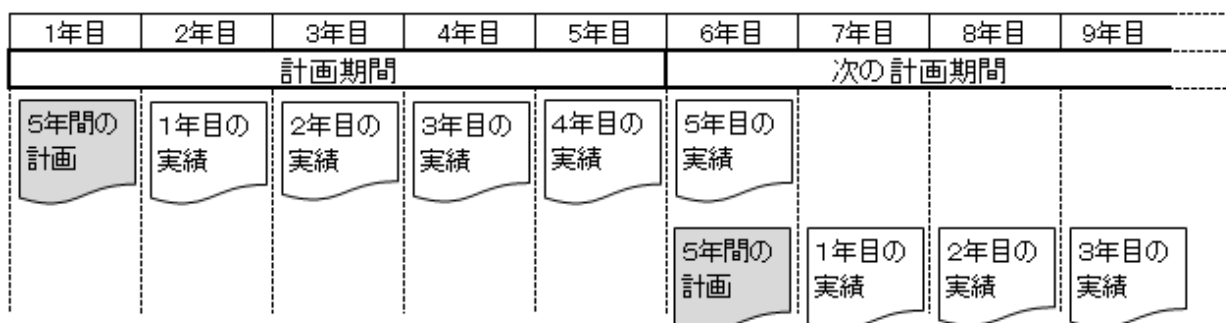
提出期限：自動車地球温暖化対策計画作成報告書と一緒に提出。変更があったときは、選任又は解任した日から30日以内。

計画等の作成の流れ

初めて報告書を作成する場合、1年目に計画期間の計画書を作成する。翌年、1年分の実績報告書を作成し、計画期間満了となるまで1年ごとに実績報告書を作成する。

また、計画期間の途中で使用する自動車が30台未満となった場合でも、計画期間満了まで実績報告書を作成する。

◆5年間の計画を作成した場合



埼玉県マスコット「コバトン」

法律及び条例の該当状況により提出する書類が異なります。
提出書類については参考1（41ページ）を御参照ください。

計画等の作成方法

計画等の作成にあたっての留意事項は以下に記載します。記入例と併せて御参照ください。
留意事項の番号・文字と記入例の丸囲み番号・文字が対応しています。

自動車使用管理計画書と自動車地球温暖化対策計画作成（変更）報告書は共通の別紙を使って同時に作成できます。また、自動車使用管理実績報告書と自動車地球温暖化対策実施状況報告書も共通の別紙を使って同時に作成できます。

I 低燃費車の導入義務について

対象：自動車使用台数が200台以上の事業者

必要書類：低燃費車導入義務に基づく低燃費車導入方策と低燃費車導入実績

※令和7年4月1日に低燃費車の導入義務と定義を改正しました。

詳細は《参考3 低燃費車について（47ページ）》を参照してください。

II 事前準備

計画等の作成にあたり、以下の3点を用意してください。

- 1 車両ごとの車検証
- 2 車両ごとの年間走行距離と年間燃料給油量
- 3 計画等作成用Excelファイル

計画等作成用Excelファイルは大気環境課のホームページからダウンロードしてください。

サイト名：「自動車地球温暖化対策計画」「自動車使用管理計画」の作成・提出の方法

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/jidousya-ontai/keikaku-sakusei.html>

使用する自動車の台数に適したファイルをご使用ください。

No.	計画等作成用Excelファイル（計画書用）
1	計画書 30台～200台の事業者用
2	計画書 200台～1000台の事業者用
3	計画書 1000台～4000台の事業者用
4	計画書 30台未満の事業者用（任意）

No.	計画等作成用Excelファイル（実績報告書用）
5	実績報告書 30台～200台の事業者用
6	実績報告書 200台～1000台の事業者用
7	実績報告書 1000台～4000台の事業者用
8	実績報告書 30台未満の事業者用（任意）

※低燃費車導入方策と導入実績はExcelファイルに含まれています

※今年度の様式をダウンロードしてご使用ください。

Ⅲ 計画の作成

様式A-1・様式第6号の2 自動車使用管理計画書の表紙

1 様式 選択

- ・自動車NOx・PM法に基づく場合 → 様式A-1
- ・埼玉県生活環境保全条例に基づく場合 → 様式第6号の2

2 提出年月日 入力

計画書を提出する日付を入力してください。

3 宛先 選択

主たる事業場（5参照）の所在地を所管する環境管理事務所を選択してください。

《39 ページ参照》

4 提出者 入力

事業者の住所（法人にあっては、本社等の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名）を入力してください。押印は不要です。

5 主たる事業場の名称・主たる事業場の所在地 入力

埼玉県内で中心的な役割を果たす事業場の名称と所在地を入力してください。

6 事業の概要

ア 業種名・番号 入力

日本標準産業分類に掲げる中分類から該当する番号を入力してください。

《参考6（57ページ）参照》

イ 使用する自動車の台数 入力不要

後述の計画別紙1及び計画別紙2-1に必要な情報を入力すると、この欄に反映されます。

ウ 従業員数 入力

計画開始年度の4月1日における埼玉県内の事業場の従業員数の合計を入力してください。

7 連絡先 入力

報告書を作成した担当者の連絡先を入力してください。

① 様式 A-1

水色のセルに入力してください

自動車使用管理計画書

② 令和 8 年 4 月 30 日

③ (宛先)
埼玉県中央環境管理事務所長

④ 提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(電話番号)

〒 330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
サイタマウンソウカブシキカイシャ
埼玉運送株式会社
代表取締役 埼玉花子
048-824-2111

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条に基づき、特定自動車の使用管理計画を次のとおり提出します。

⑤	主たる事業場の名称	本社		
	主たる事業場の所在地	〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1		
⑥	事業の種類名	ア	道路貨物運送業	番号 44
	使用する自動車の台数	イ	236 台	(内被牽引車台数 10 台)
	従業員数	ウ	116 人	
	事業場別の自動車の状況	計画別紙1のとおり		
	自動車排出粒子状物質の排出量及びその目標	計画別紙2-1のとおり		
	自動車排出窒素酸化物の排出量及びその目標	計画別紙2-1のとおり		
	低公害車等代替計画	計画別紙3のとおり		
	粒子状物質減少装置装着計画	計画別紙3のとおり		
	適正運転実施等計画	計画別紙4のとおり		
	車両走行量削減措置計画	計画別紙4のとおり		
⑦	連絡先	担当部署	総務部	
		担当者氏名	埼玉 一郎	
		電話番号	048-830-3065	
		(FAX)	048-830-4772	
		(Eメール)	a3050-04@pref.saitama.lg.jp	
	※備考			

- 備考 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類について該当するものを記載すること
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 8 号 自動車地球温暖化対策計画の表紙

様式 A-1、様式第 6 号の 2 で入力した情報が反映されています。

1 作成・変更の別及び提出の根拠 選択

シートの左上のプルダウンより、作成または変更を選択してください。選択すると、提出の根拠となる条項の該当しない部分が二重線で消されます。

なお、提出の根拠となる条項は以下に示すとおりです。

30 台以上の事業者・作成・・・第 30 条第 1 項前段

変更・・・第 30 条第 1 項後段

30 台未満の事業者・作成・・・第 31 条第 1 項

変更・・・第 31 条第 2 項

2 提出年月日 入力

計画書を提出する日付を入力してください。

3 変更の場合 入力

計画変更報告書を提出する際は、変更が生じた年月日とその理由を入力してください。

計画作成報告書を提出する際は、空欄としてください。

※提出者の押印は不要です。

① 作成

様式第8号(第16条、第17条関係)

① 自動車地球温暖化対策計画 作成(変更)報告書

② 令和 8 年 4 月 30 日

(宛先)

埼玉県中央環境管理事務所長

〒 330-9301

提出者 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 フリガナ サイタマウンソウカブシキカイシャ
 名称 埼玉運送株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 埼玉花子
 (個人事業者にあつては、住所及び氏名)
 電話番号 048-824-2111

① 自動車地球温暖化対策計画を作成(変更)したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第30条第1項前段(後段)の規定により、別添のとおり提出します。
 第31条第1項(第2項)

事業の概要	業 種 名	道路貨物運送業	番 号	44
	使用する自動車の台数	236 台 (内被牽引車台数 10 台)		
	従 業 員 数	116 人		
③ 変更の場合	変 更 年 月 日	年 月 日		
	変 更 の 理 由			
連 絡 先	所属部署	総務部		
	職・氏名	埼玉 一郎		
	電話番号	048-830-3065		
	(FAX)	048-830-4772		
	(Eメール)	a3050-04@pref.saitama.lg.jp		
※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※整理番号		
※ 備 考				

- 注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。
 2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。

計画別紙1 事業場別の自動車の状況

当該年度の4月1日現在で作成

1 事業者名称・業種 入力不要

様式A-1、様式第6号の2で「提出者」欄に入力した事業者名・業種が反映されます。

2 計画の期間 入力

当該計画の計画期間を入力してください。

3 事業場の名称・事業場の所在地 入力

埼玉県内にある全ての事業場について、その名称・所在地を入力してください。

4 自動車の使用状況 入力不要

自動車の使用状況は計画別紙2-1に入力した情報が反映されます（前年度中に抹消された車両は、自動的に台数から減じられます）。

5 被牽引車の台数 入力

被牽引車を使用している場合は、事業場ごとの使用台数を入力してください。

①	事業者名称	埼玉運送株式会社
	業種	道路貨物運送業
②	計画の期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度

事業場別の自動車の状況

令和 8 年 4 月 1 日 現在

事業場コード		1	2	3	4	5	
③	事業場の名称	本社	川越支店	熊谷営業所	秩父営業所	上尾支店	
	事業場の所在地	さいたま市 浦和区高砂 3-15-1	川越市新宿町 1-1-1	熊谷市末広 3-9-1	秩父市東町 29-20	上尾市大字領家 字石神100-1	
種類	車両総重量	合計	台数	台数	台数	台数	
普通貨物自動車	1.7t以下						
	1.7t超~2.5t以下						
	2.5t超~3.5t以下						
	3.5t超	76	41	4	21	10	
小型貨物自動車	1.7t以下	3		1		2	
	1.7t超~2.5t以下	5	4		1		
	2.5t超~3.5t以下	7		1	2		
	3.5t超					4	
④ 大型バス	1.7t以下						
	1.7t超~2.5t以下						
	2.5t超~3.5t以下						
	3.5t超						
マイクローバス	1.7t以下						
	1.7t超~2.5t以下						
	2.5t超~3.5t以下						
	3.5t超						
特種自動車	1.7t以下						
	1.7t超~2.5t以下						
	2.5t超~3.5t以下	35	10		13	12	
	3.5t超	60	20	1	19	20	
乗用自動車		50	30	16	1	1	2
合 計		236	105	23	38	44	26
⑤	被牽引車	10	3		7		

計画別紙2-1 全ての自動車の状況

対象となる全ての自動車の使用状況を1台ごとに記載してください。また、排出ガスの実績値や目標値を記載してください。(被牽引車は入力不要)

1 自動車NO_x・PM及びCO₂排出量と目標

ア 実績

後述の車両ごとの排出量の各欄に入力したデータを基に排出量を算定し、その合計が前年度1年間の実績排出量としてこの欄に反映されます。

イ 目標

前年度の実績排出量を基に、計画期間における低公害車や低燃費車の導入及び適正運転等の取組を勘案の上、計画期間最終年度における排出量を目標値として設定してください。

※排出量の制限はありませんが、排出量削減となる目標値を設定してください。

ウ 削減率

前年度実績に対して、目標値が何%削減の値となっているかが表示されます。

2 車両毎の排出量

目標を設定するために基準となる前年度実績を算定しますので、使用している全車両について入力してください。

車検証情報を基に入力する情報の対応関係については《参考5 (55ページ) 参照》

ア 事業場コード

車両の使用の本拠となる事業場の事業場コード(計画別紙1の事業場コードに対応する数値)

イ ナンバープレート

車検証の自動車登録番号又は車両番号の欄を確認し、「使用の本拠」、「分類番号」、「文字」、「指定番号」を入力してください。

自動車登録番号又は車両番号			
<input type="text" value="使用の本拠"/>	<input type="text" value="分類番号"/>	<input type="text" value="文字"/>	<input type="text" value="指定番号"/>
大宮	1 2 3	あ	4 5 6 7

ウ 初度登録年月・自動車の種別・型式・車両総重量・燃料の種類

車検証を確認してください。

- ・初度登録年月は「令和〇年△月」
- ・自動車の種別は、イで入力した分類番号により選択できる種別が限定されます。
- ・型式は、ハイフンより左側を入力。
- ・車両総重量と車両重量を間違えないように御注意ください。
- ・バイフューエル車は《参考7 (58ページ) 参照》

エ 後付け装置 NO_x・PM低減

- ・国が指定したNO_x・PM低減装置を装着した場合 → 「あり」
車検証の備考欄に「NO_x・PM法対策変更有」、「NO_x・PM低減装置付」等の記述があれば装着済です。
- ・未装着の場合 → 空欄

オ 後付け装置 PM低減 **ディーゼル規制対象車のみ入力**

ディーゼル規制の対象となる型式の場合、装置の装着状況に応じて入力してください。装着状況については、車検証には掲載されていませんので装置の装着証明書又はステッカーにより御確認ください。

ディーゼル規制の対象となる型式
記号がない昭和54年頃までに製造された車 K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-
KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM- 上記型式でもメーカー出荷時から基準に対応済の車両があります。詳細は所管する環境管理事務所までお問合せください。

装着状況	入力
平成17年度規制対応した九（八、七）都県市指定粒子状物質減少装置を装着した車両	あり(H17あり)
平成15年度規制対応した九（八、七）都県市指定粒子状物質減少装置を装着した車両	あり(H17なし)
メーカー出荷時から基準に対応済の車両	出荷時対応済
改造等した事により基準に適合している車両	改造
未装着の車両	空欄

(ステッカーの例)

「H17」の有無により



カ 年間走行距離・年間燃料給油量 **入力**

前年度1年間の走行距離と燃料給油量を入力してください。(小数点以下四捨五入)

- ・電気・燃料電池の場合、給油量は「0」
- ・給油量の単位：ガソリン及び軽油(L) CNG(m³) LPG及びメタノール(kg)

キ 排出係数・燃費・排出量 **入力不要**

ア～カで入力したデータが反映し、算定されます。

ク 抹消・新規・新規+抹消 **入力**

対象年度中に抹消（廃車、売却、県外事業場への移管等）した車両には「1」
対象年度中に新規使用（購入、県外事業場からの移管等）した車両には「2」
対象年度中に新規使用し抹消した車両には「3」と入力。

ケ 低燃費車 **200台以上の場合入力**

埼玉県知事が定める低燃費車に該当する車両には「1」を入力。

計画の期間がR3年～7年又はR4年～8年又はR5年～9年又はR6年～10年で、報告対象年度がR7年の時、計画の期間の途中で低燃費車に該当しなくなった車両には「9」を入力。

ただし、クで「1(抹消)」を入力した場合は、ケは「1」のままとし、備考欄に

「9」を入力。R7.4.に低燃費車基準を改正《参考3 低燃費車について(47ページ)》参照

コ 備考 **入力**

連絡事項がある場合、入力してください。

3 エラー等の確認

入力情報に不備がある場合、エラーメッセージが表示されます。車検証等を確認の上、正しい情報に修正してください。

4 他のシートへの反映

車両ごとの排出量の情報を全て入力し終わると、他のシートに計算結果が反映されます。

自動車排出窒素酸化物・粒子状物質(NOx・PM)の排出量と目標
 自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素(CO2)の量と目標

計画別紙2-1
 【埼玉運送株式会社】

		事業所合計	1台当たり 平均	走行距離 (1km) 当たり平均
NOx排出量(kg)	ア 実績	4687.05	18.748	1.153
	イ 目標	4400.00	-	-
	ウ 削減率	6.1%	-	-
PM排出量(kg)	ア 実績	143.44	0.574	0.035
	イ 目標	140.00	-	-
	ウ 削減率	2.4%	-	-
CO2排出量(t)	ア 実績	1912.55	7.650	0.470
	イ 目標	1800.00	-	-
	ウ 削減率	5.8%	-	-

③ エラーがあります。再確認してください
 事業場コードをすべての車両について記入してください
 基準を満たしていない型式のうち、後付け装置(PM低減)が未入力の車両があります

注)走行距離当たりの単位: NOx・PM(kg/km)、CO2(kg/km)

注)給油量の単位: ガソリン・軽油(L)、CNG(m³)、LPG・メタノール(kg) 注)燃料種類が電気・燃料電池の時、年間燃料給油量に「0」を入力してください。

車両毎の排出量

注)燃費の単位: ガソリン・軽油(km/L)、CNG(km/m³)、LPG・メタノール(km/kg)

ア 番号	業 場 コ ー ド	イ ナンバープレート			初 度 登 録 年 月	ウ 自動車の種別	型 式	車 両 総 重 量 (kg)	燃 料 種 類	後 付 け 装 置		カ 年間走 行 距 離 (km)	年 間 燃 料 給 油 量	キ 排出係数			排 出 量			ク 燃 費	ケ 低 燃 費 車	コ 備 考	
		エ PM低 減	オ PM低 減	NOx						PM	CO ₂			NOx (kg)	PM (kg)	CO ₂ (t)							
1	1	大宮	301	さ	1900	平成16年8月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,525	ハイブリッド(ガソリン)		624	59	0.013	0.000	2.32	10.6	0.0	0.0	0.1	1	1	
2	1	大宮	502	の	9501	平成23年6月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,405	ハイブリッド(ガソリン)		4,047	212	0.013	0.000	2.32	19.1	0.1	0.0	0.5	1	1	
3	1	大宮	502	ね	8010	平成14年6月	乗用車(軽乗用を除く)	UA	1,195	ガソリン		4,271	341	0.020	0.000	2.32	12.5	0.1	0.0	0.8			
4	1	大宮	502	さ	1600	平成19年3月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,395	ガソリン		0	0	0.013	0.000	2.32	-	0.0	0.0	0.0	1		
5	1	大宮	302	て	501	平成27年11月	乗用車(軽乗用を除く)	LDA	1,805	軽油		1,310	76	0.080	0.005	2.58	17.2	0.1	0.0	0.2	1	1	
6	1	大宮	502	む	2030	平成16年7月	乗用車(軽乗用を除く)	CBA	1,485	ガソリン		2,934	153	0.025	0.000	2.32	19.2	0.1	0.0	0.4			
7	1	大宮	503	た	8066	平成30年1月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,485	ハイブリッド(ガソリン)		3,607	186	0.013	0.000	2.32	19.4	0.0	0.0	0.4	1	1	
8	1	大宮	503	ち	9955	平成30年8月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	2,120	ハイブリッド(ガソリン)		5,232	281	0.013	0.000	2.32	18.6	0.1	0.0	0.7	1	1	
9	2	大宮	501	め	5231	平成18年4月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,395	ガソリン		0	0	0.013	0.000	2.32	-	0.0	0.0	0.0	1		
10	2	大宮	400	と	1685	平成18年8月	小型貨物車	DBE	1,670	ガソリン		13,657	762	0.013	0.000	2.32	17.9	0.2	0.0	1.8	1	1	
11	2	大宮	301	や	7652	平成23年11月	乗用車(軽乗用を除く)	ZAA	1,795	電気		0	0	0.000	0.000	0.00	-	0.0	0.0	0.0	1	1	
12	2	大宮	302	な	302	平成28年9月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,875	ガソリン		7,063	841	0.013	0.000	2.32	8.4	0.1	0.0	2.0			
13	2	大宮	100	き	2150	平成30年12月	普通貨物車	2RG	13,990	軽油		19,809	3,603	0.030	0.001	2.58	5.5	8.3	0.3	9.3		1	
14	18	川口	300	す	400	平成28年7月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,660	ガソリン		1,852	263	0.013	0.000	2.32	7.0	0.0	0.0	0.6	1	1	
15	2	山口	500	す	1022	平成29年3月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,640	ガソリン		928	88	0.013	0.000	2.32	19.5	0.0	0.0	0.7	1	1	

計画別紙 2-2 排出される二酸化炭素(CO₂)の量及び目標と低燃費車導入方策

1 CO₂排出量 入力不要

実績値・目標値は計画別紙 2-1 に入力したデータが反映されます。

2 低燃費車導入方策 200台以上の場合入力

使用する自動車の台数が 200 台以上の場合は、年度ごとの転換計画を入力してください。導入方策作成時の台数は、欄外の表（黄色いセル）に表示されるので転記してください。被牽引車は一般車に算入してください。

200 台未満の場合は任意で入力してください。

自動車を 200 台以上使用する事業者の低燃費車導入義務

(埼玉県地球温暖化対策推進条例第 28 条)

令和 7 年 4 月 1 日に低燃費車の導入義務と定義を改正しました。

使用する自動車の台数が 200 台以上の事業者は、低燃費車導入義務の対象となります。令和 11 年度末（令和 12 年 3 月 31 日）時点で低燃費車の割合が 50%以上になるように計画を作成してください。

詳細は《参考 3 低燃費車について（47 ページ）》を参照してください。

自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)の量と目標

		事業者合計	1台あたり平均	走行距離(1km)あたり平均
CO ₂ 排出量(t)	実績	1912.55	7.65	0.47
	目標	1800.00	—	—
	削減率	5.8%	—	—

注)走行距離当たりの単位: CO₂(kg/km)

低燃費車の導入方策

	導入方策作成時の台数	令和 8 年度			令和 9 年度			令和 10 年度			令和 11 年度			令和 12 年度			導入方策作成時の台数	
		減少	新規	合計	減少	新規	合計	減少	新規	合計	減少	新規	合計	減少	新規	合計		
低燃費車	165		5	170		5	175		5	180		5	185		5	190	低燃費車	165
一般車	81	5		76	10		66	10		56	5		51	5		46	一般車	81
計	246	5	5	246	10	5	241	10	5	236	5	5	236	5	5	236	合計	246
低燃費車台数の割合(%)	67.1%			69.1%			72.6%			76.3%			78.4%			80.5%	(一般車台数)	(10)

- 注)・低燃費車とは、知事により定める自動車(低公害車とは異なる)とする。
 ・低燃費車についての詳細はホームページ又は「報告書作成の手引き」でご確認ください。
 ・被牽引車の台数は一般車に算入する。とする。
 ・使用する自動車が200台以上の場合、低燃費車の導入期限は令和11年度末(令和12年3月31日)とする。
 ・使用する自動車が200台以上の場合、導入期限において導入すべき低燃費車台数の割合は50%以上とする。

・別紙2-1より算出し参考表示しています。左の表に転記してください。

計画別紙3 低公害車等の代替計画・粒子状物質減少装置の装着計画

※埼玉県地球温暖化対策推進条例にのみ基づく提出の場合（提出区分＝1又は6）は任意で入力してください。《参考1（41ページ）参照》

1 計画作成時の台数 入力不要

計画別紙2-1で入力したデータを基に、計画作成時における自動車の種類ごとの台数が反映されます。

2 代替計画・装着計画 入力

自動車の種類ごとに、計画期間における年度ごとの転換計画・装着計画を入力してください。合計欄は自動集計されます。

○自動車の種類は型式と対応しています。《参考4（54ページ）参照》

○欄外の最下部の「出荷時対応済の台数」とは、別紙2-1の後付け装置PM低減に「出荷時対応済」と入力した台数です。粒子状物質減少装置装着車の数には含めないでください。

※埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車運行規制に対応するため、粒子状物質減少装置を装着する必要がある場合は、その装着計画を入力してください。

3 エラー等の確認

使用台数の合計がマイナスとなっている個所がある場合に警告メッセージが表示されます。自動車の種類ごとの減少台数・新規台数を確認し、正しい値に修正してください。

低公害車等代替計画、粒子状物質減少装置装着計画

	1 計画作成時の台数	8 令和			9 令和			10 令和			11 令和			12 令和		合計		
		減少台数	新規使用台数	合計	減少台数	新規使用台数	合計	減少台数	新規使用台数	合計	減少台数	新規使用台数	合計	減少台数	新規使用台数	減少台数	新規使用台数	使用台数
天然ガス																		0
ハイブリッド	39	2	6	43	2	3	44	2	2	44	3	47	3	6	17	50		
プラグインハイブリッド																	0	
(ガソリン・LPG ハイブリッド除く)	新☆☆☆ (ポスト新長期、新長期、H30規制)	7		7			7			7		7					7	
	新☆☆☆☆ (ポスト新長期、新長期、H30規制)	22	2	3	23	2	3	24	2	3	25	2	27	6	11	27		
	新☆☆☆☆ ☆ (H30規制)																0	
	他	8	3	5	3	2	2	2						8		0		
(ハイブリッド除く) 軽油	新長期	3	2	1			1			1		1		2		1		
	新☆(新長期)	14		14			14			14		14				14		
	ポスト新長期	82	5	6	83	5	6	84	5	6	85	5	80	20	18	80		
	H28・30規制	36		2	38		2	40		2	42		2	44		8	44	
	他	25	5	20	5	15	5	10	5	10	10	10	15	15	10	10		
電気																	0	
メタノール																	0	
燃料電池																	0	
合計	236	19	17	234	17	14	231	16	13	228	5	7	230	3	57	54	233	
うち低公害車の合計	203	11	17	209	9	14	214	9	13	218	5	7	220	3	34	54	223	
うち粒子状物質減少装置装着車の合計	13			13			13			13		13					13	

出荷時対応済の台数 4

注1) 低公害車とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)、ガソリン自動車又はLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、H28・H30規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車とする。

注2) 粒子状物質減少装置装着車とは後付けした車両の台数とする。出荷時対応済の台数は含まない。

計画別紙4 取組措置

自動車から排出されるNO_x・PM及びCO₂を削減するために、計画期間において取り組む内容について記載してください。

1 計画項目

計画期間内に取り組む予定の項目に○を付けてください。その他については、()内に具体的な取組内容を40文字以内で入力してください。

ア 「1 適正運転の実施」～「5 その他全業種共通の取組」

→ 全ての事業者が取組の対象です。

イ 「6 共同輸配送の促進」～「14 物流施設の高度化、物流拠点の整備等」

→ 取組が可能な事業者（運送業、荷主など）が取組の対象です。

2 特記事項

独自の取組事項やアピール事項について、250文字以内で入力してください。

適正運転の実施等及び車両走行量の削減措置
自動車地球温暖化対策計画に基づく措置

①

計画事項	計画項目	内 容
1 適正運転の実施	<input type="checkbox"/>	エコドライブマニュアルの作成、配布及び教育、訓練の実施
	<input type="checkbox"/>	エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等)
	<input type="checkbox"/>	アイドリング・ストップの徹底
	<input type="checkbox"/>	アイドリング・ストップを徹底するための機器及び車両の導入
	<input type="checkbox"/>	デジタル式運行記録計等の活用
	<input type="checkbox"/>	優良ドライバーの表彰 その他*()
2 車両の維持管理	<input type="checkbox"/>	日常点検・整備マニュアルの作成、配布
	<input type="checkbox"/>	日常点検・整備に関する教育、訓練の実施
	<input type="checkbox"/>	日々の始業点検・定期点検の完全実施
	<input type="checkbox"/>	エアークリーナーの定期的な点検
	<input type="checkbox"/>	運転日報の作成 その他*()
3 公共交通機関の利用の促進	<input type="checkbox"/>	鉄道、バス等の公共交通機関の利用 自転車、徒歩による移動
	<input type="checkbox"/>	マイカー通勤の禁止
	<input type="checkbox"/>	カーシェアリングの導入
	<input type="checkbox"/>	その他*()
4 情報化の推進	<input type="checkbox"/>	車載端末、パソコンによる配車システムや積載効率の向上に資する情報システムの導入・拡大
	<input type="checkbox"/>	燃費等の記録管理
	<input type="checkbox"/>	VICS搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避
	<input type="checkbox"/>	ETCの導入 その他*()
5 その他全業種共通の取組	<input type="checkbox"/>	ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得 埼玉県環境SDGs取組宣言書・報告書の提出または埼玉県SDGsパートナー登録への参加
	<input type="checkbox"/>	グリーン経営認証の取得
	<input type="checkbox"/>	環境報告書の作成
	<input type="checkbox"/>	その他*()
6 共同輸配送の促進	<input type="checkbox"/>	物資の集荷、仕分け業務の共同化(積載効率、輸送効率の向上)
	<input type="checkbox"/>	配送業務の共同化(輸送距離、使用車両の削減) その他*()
7 輸送便数の削減	<input type="checkbox"/>	帰り荷の確保等による便数削減、輸送能力の向上 その他*()
8 ジャスト・イン・タイムサービスの改善	<input type="checkbox"/>	時間指定配送の回数の低減を要請 その他*()
9 受注時間と配送時間のルール化	<input type="checkbox"/>	受注時間と配送時間の設定(ルール化) 緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止) その他*()
10 検品の簡略化	<input type="checkbox"/>	検品のルーチン化による時間の短縮 その他*()
11 道路混雑時の輸配送の見直し等	<input type="checkbox"/>	所要時間や積載率等のデータによる車両使用方法の見直し 効率的なルートを選定 その他*()
12 商品の標準化等	<input type="checkbox"/>	商品荷姿の標準化 その他*()
13 モーダルシフトの推進	<input type="checkbox"/>	鉄道輸送の活用 海運の活用 その他*()
14 物流施設の高度化、物流拠点の整備等	<input type="checkbox"/>	既存施設の機械化・自動化など 荷受け、仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備 荷捌き場、駐停車場、運転手控室などの整備 路上駐停車の自粛 その他*()

※その他の取組は40文字以内で記入してください。

②

15 特記事項・成果を期待できる取組など (250文字以内で記入してください)	デジタコのデータにより、エコドライブや安全運転等、年間の優良運転者を表彰する。 配送ルートを見直す。 物流施設を集中化する。
--	--

IV 実績報告の作成

様式 A-3 ・ 様式第 6 号の 4 自動車使用管理実績報告書の表紙

1 様式 選択

- ・自動車NOx・PM法に基づく提出の場合 → 様式 A-3
- ・埼玉県生活環境保全条例に基づく提出の場合 → 様式第 6 号の 4

2 提出年月日 入力

実績報告書を提出する日付を入力してください。

3 宛先 選択

原則として計画を提出した環境管理事務所を選択してください。《39 ページ参照》

4 提出者 入力

事業者の住所（法人にあっては、本社等の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名）を入力してください。押印は不要です。

5 主たる事業場の名称・主たる事業場の所在地 入力

埼玉県内で中心的な役割を果たす事業場の名称と所在地を入力してください。

6 事業の概要

ア 業種名・番号 入力

日本標準産業分類に掲げる中分類から該当する番号を入力してください。

《参考 6（57 ページ）参照》

イ 使用する自動車の台数 入力不要

後述の実績別紙 1 及び実績別紙 2-1 に必要な情報を入力すると、この欄に反映されます。

ウ 従業員数 入力

報告対象年度の 3 月 31 日における、埼玉県内の事業場の従業員数の合計を入力してください。

7 連絡先 入力

報告書を作成した担当者の連絡先を入力してください。

① 様式 A-3

水色のセルに入力してください

自動車使用管理実績報告書

② 令和 8 年 4 月 30 日

③ (宛先)
埼玉県中央環境管理事務所長

④ 報告者 氏名又は名称
及び住所並びに
法人にあっては
その代表者の氏
名
〒 330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
サイタマウンソウカブシキカイシャ
埼玉運送株式会社
代表取締役 埼玉花子
(電話番号 048-824-2111)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第34条に基づき、特定自動車の使用管理計画の実績を次のとおり報告します。

⑤ 主たる事業場の名称	本社		
主たる事業場の所在地	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
⑥ 事業の概要	業 種 名	ア 道路貨物運送業	番 号 44
	使用する自動車の台数	イ 258 台 (内被牽引車台数 10 台)	
	従 業 員 数	ウ 116 人	
事業場別の自動車の状況	実績別紙1のとおり		
自動車排出粒子状物質の排出量	実績別紙2-1のとおり		
自動車排出窒素酸化物の排出量	実績別紙2-1のとおり		
低公害車等代替状況	実績別紙3のとおり		
粒子状物質減少装置装着状況	実績別紙3のとおり		
適正運転実施等状況	実績別紙4のとおり		
車両走行量削減措置状況	実績別紙4のとおり		
⑦ 連絡先	担当部署	総務部	
	担当者氏名	埼玉 一郎	
	電話番号	048-830-3065	
	(FAX)	048-830-4772	
	(Eメール)	a3050-04@pref.saitama.lg.jp	
※ 備考			

- 備考 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類について該当するものを記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10号 自動車地球温暖化対策実施状況報告書の表紙

様式A-3、様式第6号の4で入力した項目が反映されます。

- 1 **提出年月日**
実績報告書を提出する日付を入力してください。
- 2 **実績報告対象年度**
実績報告の対象となる年度を入力してください。

※提出者の押印は不要です。

自動車地球温暖化対策実施状況報告書

① 令和 8 年 4 月 30 日

(宛先)
埼玉県中央環境管理事務所長

〒 330-9301
提出者 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
フリガナ サイタマウンソウカブシキカイシャ
名称 埼玉運送株式会社
代表者の氏名 代表取締役 埼玉花子
(個人事業者にあつては、住所及び氏名)
電話番号 048-824-2111

② 自動車地球温暖化対策計画に基づく令和7年度の措置の実施の状況について、埼玉県地球温暖化対策推進条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業の概要	業 種 名	道路貨物運送業	番 号	44
	使用する自動車の台数	258 台 (内被牽引車台数 10 台)		
	従 業 員 数	116 人		
事業所別の自動車の状況		実績別紙1のとおり		
自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素の量		実績別紙2-1、実績別紙2-2のとおり		
自動車地球温暖化対策計画に基づく措置の実施状況		実績別紙4のとおり		
低燃費車の導入状況		実績別紙2-2のとおり		
連 絡 先		所属部署 総務部 職・氏名 埼玉 一郎 電話番号 048-830-3065 (FAX) 048-830-4772 (Eメール) a3050-04@pref.saitama.lg.jp		
※ 受 付 年 月 日		年 月 日	※整理番号	
※ 備 考				

注 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

実績別紙 1 事業場別の自動車の状況

作成時点は報告対象年度の3月31日現在としてください。

1 事業者名称・業種 入力不要

様式A-3、様式第6号の4で「提出者」欄に入力した事業者名・業種が反映されます。

2 計画の期間・報告対象年度

ア 計画の期間 入力

実績報告の対象となる年度が属する計画の計画期間を入力してください。

イ 報告対象年度 入力不要

様式第10号で入力した実績報告対象年度が反映されます。

3 事業場の名称・事業場の所在地 入力

埼玉県内にある全ての事業場について、その名称・所在地を入力してください。

事業場コードは実績別紙2-1と連動していますので、計画期間の途中で変更しないでください。

〔事業場を削除する場合、所在地欄に「削除」と入力してください。〕
〔事業場を追加する場合、最後尾に追加してください。〕

4 自動車の使用状況 入力不要

自動車の使用状況は実績別紙2-1に入力した情報が反映されます（対象年度中に抹消した車両は、自動的に台数から減じられます）。

5 被牽引車の台数 入力

被牽引車を使用している場合は、事業場ごとの使用台数を入力してください。

①	事業者名称	埼玉運送株式会社				
	業種	道路貨物運送業				
②	⑦計画の期間	令和3	年度	～	令和7	年度
	⑧報告対象年度	令和7				年度

事業場別の自動車の状況

令和 8 年 3 月 31 日 現在

事業場コード		1	2	3	4	5
③	事業場の名称	本社	川越支店	熊谷営業所	秩父営業所	上尾支店
	事業場の所在地	さいたま市 浦和区高砂 3-15-1	川越市新宿町 1-1-1	熊谷市末広 3-9-1	秩父市東町 29-20	上尾市大字領家 字石神100-1
種類	車両総重量	合計	台数	台数	台数	台数
普通貨物自動車	1.7t以下					
	1.7t超～ 2.5t以下					
	2.5t超～ 3.5t以下					
	3.5t超	76	41	4	21	10
小型貨物自動車	1.7t以下	3		1		2
	1.7t超～ 2.5t以下	8	4		1	3
	2.5t超～ 3.5t以下	7		1	2	4
	3.5t超					
大型バス	1.7t以下					
	1.7t超～ 2.5t以下					
	2.5t超～ 3.5t以下					
	3.5t超					
④ マイクロバス	1.7t以下					
	1.7t超～ 2.5t以下					
	2.5t超～ 3.5t以下					
	3.5t超					
特種自動車	1.7t以下					
	1.7t超～ 2.5t以下					
	2.5t超～ 3.5t以下	35	10		13	12
	3.5t超	60	20	1	19	20
乗用自動車	59	30	16	10	1	2
合計	248	105	23	47	47	26
⑤ 被牽引車	10	3			7	

実績別紙2-1 全ての自動車の使用状況

対象となる全ての自動車の使用状況を1台ごとに記載してください。また、排出ガスの実績値や目標値を記載してください。(被牽引車は入力不要)

1 自動車NO_x・PM及びCO₂排出量

ア 実績 **入力不要**

後述の車両ごとの排出量の各欄に入力した情報を基に排出量を算定し、その合計が対象年度1年間の実績排出量としてこの欄に反映されます。

イ 目標 **入力**

計画策定時に設定した目標値を入力してください。

ウ 達成率 **入力不要**

目標値に対する実績値の達成率(%)が表示されます。

エ 前年度実績 **入力**

前年度の報告書で報告した1台当たり平均と走行距離(1km)当たり平均の値を入力してください。

オ 前年度比 **入力不要**

前年度実績に対する実績値の比率(%)が表示されます。

2 車両毎の排出量

対象年度実績を算定するため、対象年度に使用していた全車両について入力してください。車検証情報を基に入力する情報の対応関係については、《参考5(55ページ)参照》

ア 事業場コード **入力**

車両の使用の本拠となる事業場の事業場コード(実績別紙1の事業場コードに対応する数値)

イ ナンバープレート **入力**

車検証の自動車登録番号又は車両番号の欄を確認し、「使用の本拠」、「分類番号」、「文字」、「指定番号」を入力してください。

自動車登録番号又は車両番号			
使用の本拠	分類番号	文字	指定番号
大宮	1 2 3	あ	4 5 6 7

ウ 初度登録年月・自動車の種別・型式・車両総重量・燃料の種類 **入力**

車検証を確認してください。

- ・初度登録年月は「令和○年△月」と入力。
- ・自動車の種別はイで入力した分類番号により選択できる種別が限定されます。
- ・型式はハイフンより左側を入力。
- ・車両総重量と車両重量を間違えないように御注意ください。
- ・バイフューエル車の場合《参考7(58ページ)参照》

エ 後付け装置 NO_x・PM低減 **ディーゼル規制対象車のみ入力**

- ・国が指定したNO_x・PM低減装置を装着した場合 → 「あり」
車検証の備考欄に「NO_x・PM法対策変更有」または「NO_x・PM低減装置付」と記述があれば装着済です。
- ・未装着の場合 → 空欄

オ 後付け装置 PM低減 **ディーゼル規制対象車のみ入力**

ディーゼル規制の対象となる型式の場合、装置の装着状況に応じて入力してください。装着状況については、車検証には掲載されていませんので装置の装着証明書又はステッカーにより御確認ください。

ディーゼル規制の対象となる型式
記号がない昭和54年頃までに製造された車 K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-
KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM- 上記型式でもメーカー出荷時から基準に対応済の車両があります。詳細は所管する環境管理事務所までお問合せください。

装着状況	入力
平成17年度規制対応した九（八、七）都県市指定粒子状物質減少装置を装着した車両	あり(H17あり)
平成15年度規制対応した九（八、七）都県市指定粒子状物質減少装置を装着した車両	あり(H17なし)
メーカー出荷時から基準に対応済の車両	出荷時対応済
改造等した事により基準に適合している車両	改造
未装着の車両	空欄

(ステッカーの例)

「H17」の有無により



カ 年間走行距離・年間燃料給油量 **入力**

前年度1年間の走行距離と燃料給油量を入力してください。(小数点以下四捨五入)

- ・電気・燃料電池の場合、給油量は「0」
- ・給油量の単位：ガソリン及び軽油(L) CNG(m³) LPG及びメタノール(kg)

キ 排出係数・燃費・排出量 **入力不要**

ア～カで入力したデータが反映し、算定されます。

ク 抹消・新規・新規+抹消 **入力**

対象年度中に抹消（廃車、売却、県外事業場への移管等）した車両には「1」
対象年度中に新規使用（購入、県外事業場からの移管等）した車両には「2」
対象年度中に新規使用し抹消した車両には「3」と入力。

ケ 低燃費車 **200台以上の場合入力**

埼玉県知事が定める低燃費車に該当する車両には「1」を入力。

計画の期間がR3年～7年又はR4年～8年又はR5年～9年又はR6年～10年で、報告対象年度がR7年の時、計画の期間の途中で低燃費車に該当しなくなった車両には「9」を入力。

ただし、クで「1(抹消)」を入力した場合は、ケは「1」のままとし、備考欄に

「9」を入力。R7.4.に低燃費車基準を改正《参考3 低燃費車について(47ページ)》参照

コ 備考 **入力**

連絡事項がある場合、入力してください。

3 エラー等の確認

入力情報に不備がある場合、エラーメッセージが表示されます。車検証等を確認の上、正しい情報に修正してください。

4 他のシートへの反映

車両ごとの排出量の情報を全て入力し終わると、他のシートに計算結果が反映されます。

自動車排出窒素酸化物・粒子状物質(NOx・PM)の排出量
自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素(CO2)の量

実績別紙2-1
【埼玉運送株式会社】

		事業所合計		1台当たり平均	走行距離(1km) 当たり平均
NOx排出量(kg)	ア 実績	4019.05	実績	17.249	1.019
	イ 目標	4600.00	エ 前年度実績	20.100	1.250
	ウ 達成率	114.4%	オ 前年度比	85.8%	81.5%
PM排出量(kg)	ア 実績	111.88	実績	0.480	0.028
	イ 目標	140.00	エ 前年度実績	0.770	0.053
	ウ 達成率	125.1%	オ 前年度比	62.3%	53.5%
CO2排出量(t)	ア 実績	1815.42	実績	7.791	0.460
	イ 目標	1800.00	エ 前年度実績	8.200	0.680
	ウ 達成率	99.1%	オ 前年度比	95.0%	67.7%

注)走行距離当たりの単位: NOx・PM(kg/km)、CO2(kg/km)

3

エラーがあります。再確認してください。

事業場コードをすべての車両に記入してください

基準を満たしていない型式のうち、後付け装置(PM低減)が未入力 of 車両があります。

車両毎の排出量

注)給油量の単位: ガソリン・軽油(L)、CNG(m³)、LPG・メタノール(kg)

注)燃料種類が電気・燃料電池の時、年間燃料給油量に「0」を入力してください。

注)燃費の単位: ガソリン・軽油(km/L)、CNG(km/m³)、LPG・メタノール(km/kg)

ア 事業場 番号	ナンバープレート				初登録年月	自動車の種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	後付け装置		年間走行距離(km)	年間燃料給油量	排出係数			燃費	排出量			ク 株消 1新 規:2 新規消 3	ケ 低燃費 車:1個 燃費率 取消:9	コ 備考
	イ 使用の本 拠	イ 分類 番号	文字	指定 番号						エ NOx+PM 低減	オ PM低減			NOx	PM	CO ₂		NOx (kg)	PM (kg)	CO ₂ (t)			
1	1	大宮	501	も	4616	令和2年1月	乗用車(軽乗用を除く)	6AA	1,475	ハイブリッド(ガソリン)		5,851	259	0.013	0.000	2.32	22.6	0.1	0.0	0.6	1		
2	1	大宮	501	に	4924	平成23年8月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,405	ハイブリッド(ガソリン)		3,170	194	0.013	0.000	2.32	16.3	0.0	0.0	0.5	1		
3	1	大宮	501	ま	6620	平成29年2月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,475	ハイブリッド(ガソリン)		3,445	263	0.013	0.000	2.32	13.1	0.0	0.0	0.6	1		
4	1	大宮	501	ら	8618	令和4年2月	乗用車(軽乗用を除く)	6AA	1,615	ハイブリッド(ガソリン)		10,956	622	0.013	0.000	2.32	17.6	0.1	0.0	1.4	1		
5	1	大宮	301	す	4566	平成27年9月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,775	ガソリン		5,181	377	0.013	0.000	2.32	13.7	0.1	0.0	0.9	9		
6	1	大宮	501	み	9826	平成30年2月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,465	ハイブリッド(ガソリン)		5,390	270	0.013	0.000	2.32	20.0	0.1	0.0	0.6	1		
7	1	大宮	501	み	9828	平成30年2月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	2,090	ハイブリッド(ガソリン)		4,439	423	0.013	0.000	2.32	10.5	0.1	0.0	1.0	1		
8	2	川越	301	さ	4226	平成26年11月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,775	ガソリン		6,590	554	0.013	0.000	2.32	11.9	0.1	0.0	1.3	9		
9	2	川越	301	て	7031	平成26年1月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	2,370	ハイブリッド(ガソリン)		3,976	355	0.013	0.000	2.32	11.2	0.0	0.0	0.8	1	1	
10																							
11	3	熊谷	400	ひ	5388	平成15年6月	小型貨物車	UB	1,550	ガソリン		3,222	304	0.020	0.000	2.32	10.6	0.1	0.0	0.7			
12	3	熊谷	400	の	7065	平成14年6月	小型貨物車	TC	1,785	ガソリン		1,500	190	0.098	0.000	2.32	7.9	0.1	0.0	0.4	1		
13	3	熊谷	100	そ	8774	平成27年8月	普通貨物車	ZAB	1,960	電気		1,200	0	0.000	0.000	0.00	—	0.0	0.0	0.0	1		
14	3	熊谷	400	ひ	1236	平成28年7月	小型貨物車	DBF	1,715	ガソリン		3,050	361	0.018	0.000	2.32	8.4	0.1	0.0	0.8	1		
15	4	春日部	400	つ	6653	令和2年9月	小型貨物車	DBF	1,795	ガソリン		8,261	741	0.018	0.000	2.32	11.1	0.1	0.0	1.7			
16	4	春日部	301	た	3766	平成29年10月	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,785	ガソリン		4,524	414	0.013	0.000	2.32	10.9	0.1	0.0	1.0	9		
17	4	春日部	300	せ	2366	平成22年1月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,490	ハイブリッド(ガソリン)		3,001	151	0.013	0.000	2.32	19.9	0.0	0.0	0.4	2	1	
18	3	熊谷	400	た	7721	平成23年5月	小型貨物車	CBE	1,545	ガソリン		2,354	216	0.025	0.000	2.32	10.9	0.1	0.0	0.5			
19																							
20																							

実績別紙2-2 排出される二酸化炭素(CO₂)の量・低燃費車の導入状況

CO₂の排出実績値と目標値を記載してください。また、導入方策期間内における前年度までの低燃費車の導入状況を記載してください。

1 CO₂排出量

ア 実績値・目標値

実績値・目標値は実績別紙2-1に入力したデータが反映されます。

イ 翌年度目標

対象年度実績を基に、翌年度の排出量の目標値を設定し入力してください。

2 年間燃料給油量等

年間燃料給油量、走行距離、平均燃費は、別紙2-1に入力したデータが反映されます。

3 低燃費車導入状況

令和7年4月に低燃費車の基準を改正しました。

《参考3 低燃費車について (47ページ)》参照

使用する自動車が200台以上の場合は、導入方策期間内における対象年度までの低燃費車の導入状況を入力してください。

欄外の表(黄色のセル)に低燃費車の減少台数と新規台数が表示されるので、カッコ外の数値を該当年度(水色のセル)に転記してください。被牽引車は一般車に算入してください。

200台未満の場合は任意で入力してください。

低燃費車台数の補正について

計画の期間の途中で低燃費車の基準が改正されたことによる台数の不一致を解消するため補正を行います。計画の期間がR3年～7年又はR4年～8年又はR5年～9年又はR6年～10年で、R6年度までは低燃費車に該当しR7年度は非該当となった車両がある場合、別紙2-1の⑦低燃費車に「9」を入力します。別紙2-2欄外の表(黄色のセル)のカッコ内の数値は「9」を入力した台数です。低燃費車減少台数と一般車新規台数に加算し表示しています。

4 エラー等の確認

報告対象年度における合計台数が、実績別紙2-1の車両ごとの排出量に入力した情報を集計した値と一致しない場合に警告メッセージが表示されます。また、該当する箇所に「！」が表示されます。計画作成時の台数及び各年度における減少台数・新規台数を確認し、正しい値に修正してください。

① 自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)の量

		事業者合計		1台あたり平均	走行距離(1km)あたり平均
CO ₂ 排出量(t)	実績	ア 1815.42	実績	7.79	0.46
	計画期間の目標	1800.00	前年度実績	8.20	0.68
	達成率	99.1%	前年度比	95.0%	67.7%
	翌年度目標	イ 1850	-		

注)走行距離当たりの単位: CO₂(kg/km)

年間燃料給油量等

②

燃料給油量の合計		走行距離の合計		平均燃費	
軽油(L)	673,596	軽油(km)	3,497,287	軽油(km/L)	5.2
ガソリン(L)	33,423	ガソリン(km)	443,823	ガソリン(km/L)	13.3
LPG(kg)	0	LPG(km)	0	LPG(km/kg)	0.0
CNG(m ³)	0	CNG(km)	0	CNG(km/m ³)	0.0
		その他(km)	1,200		

低燃費車の導入状況

③

	導入方針作成時の台数	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		減少	新規	計	減少	新規	計	減少	新規	計	減少	新規	計	減少	新規	計
低燃費車	142	1	8	149	2	12	159	9	15	165	0	11	176	4	12	184
一般車	110	9	2	103	6	3	100	20	1	81	10	2	73	5	6	74
合計	252	10	10	252	8	15	259	29	16	246	10	13	249	9	18	258
低燃費車の割合(%)	56.3%	59.1%			61.4%			67.1%			70.7%					

④

令和7年度の台数			
	減少	新規	現台数
低燃費車	4 (3)	12	184
一般車	5	6 (3)	74
合計	9	18	258
一般車のうち低燃費車の割合(%)	低燃費車の割合(%)		(10)

注ア・低燃費車とは、知事が告示により定める自動車(低公害車とは異なる)とする。

- ・低燃費車についての詳細は、ホームページ又は「報告書作成の手引き」でご確認ください。
- ・被牽引車の台数は一般に算入するものとする。
- ・使用する自動車が200台以上の場合、低燃費車の導入期限は令和11年度末(令和12年3月31日)とする。
- ・使用する自動車が200台以上の場合、導入期限において導入すべき低燃費車台数の割合は50%以上とする。

! を表示した箇所の合計台数が別紙2-1の情報と一致しません。

・別紙2-1の台数を出し参考表示しています。転記してください。

・被牽引車の減少・新規台数は上記に反映されませんので、一般車の減少・新規にそれぞれ台数を算入して転記し

実績別紙3 低公害車等の代替状況・粒子状物質減少装置の装着状況

計画期間における前年度までの低公害車の導入や粒子状物質減少装置の装着の状況について記載してください。

1 計画作成時の台数

計画書を確認し、計画作成時における自動車の種類ごとの台数を入力してください。

2 代替実績・装着実績

自動車の種類ごとに、計画期間における対象年度までの低公害車の導入や粒子状物質減少装置の装着の状況について入力してください。

○対象年度の新規台数・減少台数は自動集計され欄外（黄色のセル）に表示されますので対象年度の欄（水色のセル）に転記してください。

○欄外の最下部の「出荷時対応済の台数」とは、別紙2-1の後付け装置PM低減に「出荷時対応済」と入力した台数です。粒子状物質減少装置装着車の数には含めないでください。

○自動車の種類は型式と対応しています。 《参考4（54ページ）参照》

※埼玉県地球温暖化対策推進条例にのみ基づく提出の場合（提出区分＝1又は6）は任意で入力してください。 《参考1（41ページ）参照》

3 エラー等の確認

自動車区分ごとの合計保有台数が、実績別紙2-1の車両ごとの排出量に入力した情報を集計した値と一致しない場合に警告メッセージが表示されます。また、該当する箇所に「！」が表示されます。計画作成時の台数及び各年度における減少台数・新規使用台数を確認し、正しい値に修正してください。

低公害車等代替状況、粒子状物質減少装置装着状況

	① 計画 作成時 の台数	令和3 年度			令和4 年度			令和5 年度			令和6 年度			令和7 年度		合 計			令和7 年度の台数		
		減少 台数	新規 使用 台数	合計	減少 台数	新規 使用 台数	合計	減少 台数	新規 使用 台数	合計	減少 台数	新規 使用 台数	合計	減少 台数	新規 使用 台数	使用 台数	減少 台数	新規 使用 台数	現合計 台数		
																				令和7 年度	令和7 年度
天然ガス																0					
ハイブリッド	25	1	6	30		8	38	2	1	37		5	42		3		3	23	45		
プラグインハイブリッド																0					
ガソリン・LPG (ハイブリッド除く)	新☆☆☆ (ポスト新長期、新長期、H30規制)	9		9			9	2		7			7		5		2	5	12		
	新☆☆☆☆ (ポスト新長期、新長期、H30規制)	25		25	2	4	27	6	1	22		1	23				8	6	23		
	新☆☆☆☆☆ (H30規制)											3	3						3		
	他	12		12	2		10	2		8	1		7	3			8		4		
軽油 (ハイブリッド除く)	新長期	3		3			3			3			3						3		
	新☆(新長期)	18	3	15			15	1		14			14				4		14		
	ポスト新長期	81	1	82	1	3	84	4	2	82			82				6	7	82		
	H28-30規制	12		12			12			11	23		4	27		9			24	36	
	他	42	5	37	3		34	10	1	25	9		16	6			33	1	10		
電気	15		2	17			17	2		15			15		1		2	3	16		
メタノール																0					
燃料電池																0					
合 計	242	10	10	242	8	15	249	29	16	236	10	13	239	9	8		66	72	248		
うち低公害車の合計	188	5	10	193	3	15	205	17	15	203		13	216				25	71	234		
うち粒子状物質減少装置装着車の合計	5			5		1	6		1	7			7					2	7		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>注1) 低公害車とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)、ガソリン自動車又はLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出率の車種に該当しているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、H28・H30規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車とする。</p> <p>粒子状物質減少装置装着車とは後付けした車両の台数とする。出荷時対応済の台数は含まない。</p> </div> <div> <p>③</p> <p>! を表示した箇所の合計使用台数が別紙2-1の情報と一致しません。</p> </div> </div>																					

粒子状物質減少装置装着車の現合計台数	7
出荷時対応済の台数	3

実績別紙4 取組措置

自動車から排出されるNO_x・PM及びCO₂を削減するために、実績報告対象年度において取り組んだ内容について記載してください。

1 計画項目 入力

令和3年度以降に計画を作成した場合、計画書に入力した項目に○を付けてください。

令和2年度以前に計画を作成した場合、計画期間の終わりまでに取り組む予定の項目に○を付けてください。

2 実施項目 入力

前年度に取り組んだ項目に○を付けてください。その他については、()内に具体的な取組内容を40文字以内で入力してください。

ア 「1 適正運転の実施」～「5 その他全業種共通の取組」

→ 全ての事業者が取組の対象です。

イ 「6 共同輸配送の促進」～「14 物流施設の高度化、物流拠点の整備等」

→ 取組が可能な事業者（運送業、荷主など）が取組の対象です。

3 今後の実施予定 入力

当該年度に取り組む予定の項目に○を付けてください。

※前年度に取り組んだ項目を継続して取り組む場合にも○を付けてください。

ア 「1 適正運転の実施」～「5 その他全業種共通の取組」

→ 全ての事業者が取組の対象です。

イ 「6 共同輸配送の促進」～「14 物流施設の高度化、物流拠点の整備等」

→ 取組が可能な事業者（運送業、荷主など）が取組の対象です。

4 特記事項 入力

独自の取組事項やアピール事項について、250文字以内で入力してください。

適正運転の実施等及び車両走行量の削減の実施状況
自動車地球温暖化対策計画に基づく措置の実施状況

計画事項	計画	実施	今後の実施	内 容
	①	②	③	
1 適正運転の実施	○	○	○	エコドライブマニュアルの作成、配布及び教育、訓練の実施
	○	○	○	エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等)
	○	○	○	アイドリング・ストップの徹底
	○	○	○	アイドリング・ストップを徹底するための機器及び車両の導入
	○	○	○	デジタル式運行記録計等の活用
	○	○	○	優良ドライバーの表彰 その他 ^{※1} ()
2 車両の維持管理	○	○	○	旧常点検・整備マニュアルの作成、配布
	○	○	○	日常点検・整備に関する教育、訓練の実施
	○	○	○	日々の始業点検・定期点検の完全実施
	○	○	○	エアークリーナーの定期的な点検
	○	○	○	運転日報の作成
	○	○	○	その他 ^{※1} ()
3 公共交通機関の利用の促進	○	○	○	鉄道、バス等の公共交通機関の利用
	○	○	○	自転車、徒歩による移動
	○	○	○	マイカー通勤の禁止
	○	○	○	カーシェアリングの導入 その他 ^{※1} ()
4 情報化の推進	○	○	○	車載端末、パソコンによる配車システムや積載効率の向上に資する情報システムの導入・拡大
	○	○	○	燃費等の記録管理
	○	○	○	MICS搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避
	○	○	○	ETCの導入 その他 ^{※1} ()
5 その他全業種共通の取組	○	○	○	ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得
	○	○	○	埼玉県環境SDGs取組宣言書・報告書の提出または埼玉県SDGsパートナー登録への参加
	○	○	○	グリーン経営認証の取得
	○	○	○	環境報告書の作成 その他 ^{※1} ()
6 共同輸配送の促進	○	○	○	物資の集荷、仕分け業務の共同化(積載効率、輸送効率の向上)
	○	○	○	配送業務の共同化(輸送距離、使用車両の削減) その他 ^{※1} ()
7 輸送便数の削減	○	○	○	帰り荷の確保等による便数削減、輸送能力の向上 その他 ^{※1} ()
8 ジャスト・イン・タイムサービスの改善	○	○	○	時間指定配送の回数の低減を要請 その他 ^{※1} ()
9 受注時間と配送時間のルール化	○	○	○	受注時間と配送時間の設定(ルール化) 緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止) その他 ^{※1} ()
10 検品の簡略化	○	○	○	検品のルーチン化による時間の短縮 その他 ^{※1} ()
11 道路混雑時の輸配送の見直し等	○	○	○	所要時間や積載率等のデータによる車両使用方法の見直し 効率的なルートを選定 その他 ^{※1} ()
12 商品の標準化等	○	○	○	商品荷姿の標準化 その他 ^{※1} ()
13 モーダルシフトの推進	○	○	○	鉄道輸送の活用 海運の活用 その他 ^{※1} ()
14 物流施設の高度化、物流拠点の整備等	○	○	○	既存施設の機械化・自動化など 荷受け、仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備 荷捌き場、駐車場所、運転手控室などの整備 路上駐車車の自粛 その他 ^{※1} ()

※1その他の取組は40文字以内で記入してください。
※2今後の実施予定は、前年度に取り組んだ項目を継続して取り組む場合も○を付けてください。

4	15 特記事項・成果をあげた取組など (250文字以内で記入してください)	デジタコにより、エコドライブや安全運転等、年間の優良運転者を表彰する。 配送ルートを見直す。 物流施設を集中化する。
---	--	--

V エコドライブ推進者選任・解任届の作成

様式第11号 エコドライブ推進者の選任又は解任時に提出する届出書

事業者内でエコドライブ推進者を1名選任してください。エコドライブ推進者は事業者内においてエコドライブを普及・推進していくにあたって中心的な役割を担うことが期待されます。

1 提出年月日

エコドライブ推進者選任・解任届出書を提出する日付を入力してください。

2 宛先

原則として計画を提出した環境管理事務所を入力してください。

《39 ページ参照》

3 届出者

事業者の住所（法人にあっては、本社等の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を入力してください。**押印は不要です。**

4 選任

新たに選任したエコドライブ推進者の所属部署・職名・氏名・電話番号・選任年月日を入力してください。

5 解任

異動等により解任したエコドライブ推進者の所属部署・職名・氏名・電話番号・解任年月日を入力してください。

エコドライブ推進者選任・解任届出書

① 令和 8 年 4 月 30 日

(宛先)

② 埼玉県中央環境管理事務所長

③ 〒 330-9301
 届出者 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 フリガナ サイトマウンソウカブシキカイシャ
 名称 埼玉運送株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 埼玉花子
 (個人事業者にあつては、住所及び氏名)
 電話番号 048-824-2111

エコドライブ推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	所属部署 職名	氏名	電話番号	選任・解任 年月日
④ 選任	総務部管理課 係長	埼玉 彩子	048-830-3065	令和 8年 4月 1日
⑤ 解任	総務部管理課 係長	熊谷 次郎	048-830-3066	令和 8年 3月 31日

計画等の提出方法

報告書等の提出期限までに、以下の方法により提出してください。

自動車使用管理計画と自動車地球温暖化対策計画を併せて提出する場合は、自動車使用管理計画の提出期限までに提出してください。実績報告についても同様です。

1 提出先

本社の所在地を所管する環境管理事務所に提出してください。

本社が埼玉県外の場合は、埼玉県内の主たる事業場の所在地を所管する環境管理事務所に提出してください。

環境管理事務所の連絡先及び管轄市町村については次ページを参照してください。

2 提出の方法

メールでの提出に御協力ください。メールが困難な場合は、郵送または持参により提出してください。

- ア メール 報告書（計画等作成用エクセルファイル）をメールで送信してください。
- イ 郵送 報告書（計画等作成用エクセルファイル）を電子媒体（CD等）に格納または印刷し、提出先へ郵送してください。
- ウ 持参 報告書（計画等作成用エクセルファイル）を電子媒体（CD等）に格納または印刷し、提出先へ持参してください。

報告書等の提出先

環境管理事務所	所管市町村名
中央環境管理事務所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 TEL 048-822-5199 Mail p2251994@pref.saitama.lg.jp	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、 戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所 〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4 階 TEL 049-244-1250 Mail r4412506@pref.saitama.lg.jp	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、 日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 TEL 0493-23-4050 Mail s2340503@pref.saitama.lg.jp	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、 滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所 〒368-0042 秩父市東町 29-20 TEL 0494-23-1511 Mail t2315111@pref.saitama.lg.jp	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
北部環境管理事務所 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 TEL 048-523-2800 Mail k2328006@pref.saitama.lg.jp	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、 上里町、寄居町
越谷環境管理事務所 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL 048-966-2311 Mail q6623119@pref.saitama.lg.jp	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、 松伏町
東部環境管理事務所 〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10 TEL 0480-34-4011 Mail g3440114@pref.saitama.lg.jp	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

上記一覧表を参考に、県内で中心的な役割を果たす事業場の所在地を所管する環境管理事務所に提出してください。

計画等の公表

事業者から提出された自動車地球温暖化対策計画及び自動車地球温暖化対策実施状況報告書は、埼玉県地球温暖化対策推進条例第38条の規定により、その内容を公表します。

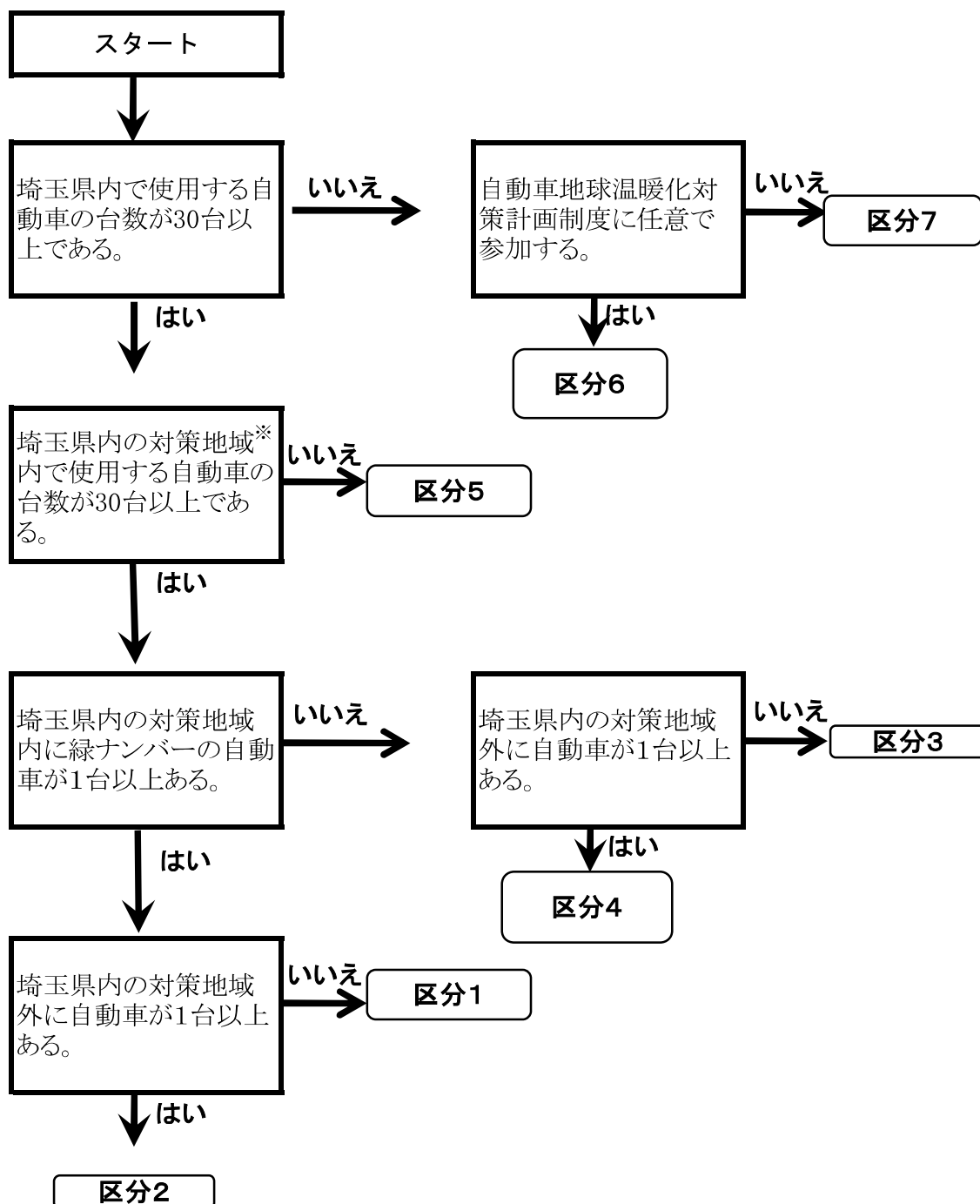
公表は、提出された計画等の別紙1、別紙2-2、別紙4に記載された内容を基に事業者ごとに集計し、計画等が提出された翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで、埼玉県大気環境課のホームページに掲載します。

サイト名：「自動車地球温暖化対策計画 公表」 で検索

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/jidousya-ontai/keikaku-koukai.html>

参考1 提出書類の確認

フローチャートで提出区分を確認し、次ページの提出書類一覧表の該当する区分の欄を御覧ください。



※ 対策地域とは、自動車NO_x・PM法の対策地域をいう。
対策地域については、『埼玉県条例及び自動車NO_x・PM法適用地域図』（43ページ）で御確認ください。

提出書類一覧表

初めて報告書を作成する場合は「計画書」欄を、計画期間が満了になった場合は「計画書」及び「実績報告書」欄を、計画期間中の場合は「実績報告書」欄を御覧ください。

区分	提出する書類			提出の 締切 ※4
	計画書	実績報告書	共通	
区分1	※1	※1	※2 エコドライブ推進者選任／解任届 (様式第11号)	—
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・実績別紙		7/31
区分2	※1	※1		—
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙		6/30
区分3	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式A-1) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式A-3) ・実績別紙		6/30
区分4	・自動車使用管理計画(様式A-1) ・計画別紙(対策地域内)	・自動車使用管理実績報告(様式A-3) ・実績別紙(対策地域内)		6/30
	※3 ・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙(県内)	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙(県内)		6/30
区分5	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙	6/30	
区分6	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・実績別紙	7/31	
区分7	提出物なし			—

※1 区分1、区分2の事業者は、自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画等を国に提出してください。様式や記入方法は国土交通省関東運輸局自動車交通部(045-211-7248)にお問い合わせください。

※2 エコドライブ推進者選任・解任届は、初めて計画を提出する時に提出してください。また、変更があった場合は30日以内に再提出してください。

※3 区分4の事業者は、対策地域内用と県内用の2種類を作成してください。

※4 締日が休日の場合は、条例の規定に基づき翌日が締切となります。

埼玉県条例及び自動車NOx・PM法適用地域図



○埼玉県地球温暖化対策推進条例、埼玉県生活環境保全条例の適用地域は県内全域です。

○この行政区域図は平成14年10月時点のものです。その後、市町村合併があった場合でも対策地域に変更はありません。

参考2 排出量の計算方法について

1 NO_x・PM排出量の計算について

事業者ごとの排出量については、自動車1台当たりの排出量（排出係数に年間走行距離を乗じることにより算出。一部の自動車（3.5t超）については重量も乗ずる。）を合算することにより計算するものとする。

【1台当たり排出量の算定式】

- 車両総重量3.5t以下の車両

$$\text{排出係数 (g/km)} \times \text{年間走行距離 (km)}$$

- 車両総重量3.5t超の車両

$$\text{排出係数 (g/km/t)} \times \text{年間走行距離 (km)} \times \text{車両総重量 (t)}$$

【排出係数の考え方】

- ディーゼル車、ガソリン・LPG車の排出係数については、計画等作成用Excelファイルの排出係数一覧のとおりとする。
- CNG車のNO_x排出係数については、乗用車及び車両総重量3.5t以下のトラック・バスはガソリン・LPG車の2分の1、車両総重量3.5t超のトラック・バスはディーゼル車の2分の1とする。
- メタノール車のNO_x排出係数については、ディーゼル車の2分の1とする。
- ハイブリッド車については、ベース車両の2分の1とする。（ただし、☆を取得している車両は、以下の☆取得車両の考え方を優先する）
- プラグインハイブリッド車については、ベース車両の4分の1とする。（ただし、☆を取得している車両は、以下の☆取得車両の考え方を優先する）
- 電気・燃料電池自動車については、排出係数はゼロとする。
- ガソリン・LPG車、CNG車及びメタノール車のPM排出係数はゼロとする。
- ☆、☆☆、☆☆☆及び新☆、新☆☆☆、新☆☆☆☆の車両については、当該車両の規制値にそれぞれ4分の3、2分の1、4分の1及び10分の9、2分の1、4分の1を乗じた値を排出係数として用いる。

☆：平成12年度基準排出ガス25%低減車

☆☆：平成12年度基準排出ガス50%低減

☆☆☆：平成12年度基準排出ガス75%低減

新☆：平成17、21(22)年度基準NO_x&PM10%低減（NO_x10%低減のみ、PM10%低減のみを含む）

新☆☆☆：平成17年度基準排出ガス50%低減、平成30年度基準排出ガス25%低減

新☆☆☆☆：平成17年度基準排出ガス75%低減、平成30年度基準排出ガス50%低減

新☆☆☆☆☆：平成30年度基準排出ガス75%低減

●NO_x・PM低減装置、PM低減装置の後付装置を装着した車両については、次に示すとおりとする。

(1) NO_x・PM低減装置の装着車両

NO_x・PM低減装置の装着車両については、自動車NO_x・PM法の排出基準をもとに以下のとおり設定した。

ディーゼル乗用車		NO _x : 0.48 g /km PM : 0.055 g /km
バス・トラック等	1.7 t 以下	NO _x : 0.48 g /km PM : 0.055 g /km
	1.7 t 超2.5 t 以下	NO _x : 0.63 g /km PM : 0.06 g /km
	2.5 t 超3.5 t 以下	NO _x : 0.63 g /km PM : 0.06 g /km
	3.5 t 超	NO _x : 0.35 g /km/t PM : 0.023 g /km/t

(2) PM低減装置の装着車両

ディーゼル車のバス・トラック等で、PM低減装置の装着車両については、九都県市粒子状物質減少装置指定制度をもとに以下のとおりPM排出原単位を設定した。

車両総重量	ステッカーに「H17」表示なし (カテゴリー1, 2)	ステッカーに「H17」表示あり (カテゴリー3, 4, 5)
1.7 t 以下	0.080 g /km	0.052 g /km
1.7 t 超2.5 t 以下	0.090 g /km	0.060 g /km
2.5 t 超3.5 t 以下	0.090 g /km	0.060 g /km
3.5 t 超	0.023 g /km/t	0.017 g /km/t

【年間走行距離の考え方】

●計画については計画作成時点過去1年間の、報告については前年度1年間の走行距離を使用することとする。なお、過去又は前年1年間の走行距離が不明な場合には、計画又は報告の提出時点で使用可能なデータをもとに推計することとする。

2 二酸化炭素排出量の計算方法

事業者ごとの二酸化炭素排出量については、自動車1台当たりの排出量（排出係数に年間燃料給油量を乗じることにより算出）を合算することにより計算するものとする。

【1台当たりの排出量の算定式】

- 燃料種類別のCO₂排出係数（車両の型式や車両総重量には依存しない）に1台ごとの年間燃料給油量をかけてCO₂排出量を算定

$$\text{排出係数 (k g / 給油量の単位)} \times \text{年間燃料給油量 (給油量の単位)}$$

(給油量の単位) ガソリン、軽油	: L (リットル)
LPG、メタノール	: k g
CNG	: m ³
電気、燃料電池	: k W h

【排出係数の考え方】

- 排出係数（メタノール以外）は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成28年5月27日 一部改正）」第3条、及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.2（平成28年7月）」第Ⅱ編（頁Ⅱ-35以降）を参考としている。
- メタノールの排出係数は、「総合効率とGHG排出の分析報告書（平成23年3月）」を参考としている。

●CO₂排出係数

・ガソリン	2.32 (k g · CO ₂ / L)
・軽油	2.58 (k g · CO ₂ / L)
・LPG	3.00 (k g · CO ₂ / k g)
・CNG	2.23 (k g · CO ₂ / m ³)
・電気・燃料電池	0 (k g · CO ₂ / k W h)
・メタノール	1.37 (k g · CO ₂ / k g)

参考3 低燃費車について

低燃費車とは、自動車排出温室効果ガスを排出せず、又は自動車排出温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車のことです。知事が告示によって定めています。

令和7年4月1日、「低燃費車の導入義務」及び「低燃費車の基準」を改正しましたので御注意ください。

- ◆低燃費車の導入割合 40%から50%に引き上げました
- ◆低燃費車の基準 車種、重量区分ごとに、最新の燃費基準及び最新の燃費基準に相当する燃費基準に変更しました

1 低燃費車の導入義務について

自動車使用台数が200台以上の事業者は、低燃費車導入義務に基づき低燃費車導入方策と低燃費車導入実績を提出しなければなりません。

- ☞自動車を使用している事業者は、条例により令和11年度末(令和12年3月31日)時点で低燃費車の割合が**50%以上**になるように導入する。
- ☞低燃費車の基準は「埼玉県の定める低燃費車の基準【R7年改正】」(48ページ)に従う。

※ただし、過年度の報告書(令和6年度以前の報告書)を作成する場合は、改正前の基準に則り作成してください。

- ☞自動車を使用している事業者は、条例により令和6年度末(令和7年3月31日)時点で低燃費車の割合が**40%以上**になるように導入する。
- ☞低燃費車の基準は「埼玉県の定める低燃費車の基準【R6年度まで】」(50ページ)に従う。

2 埼玉県定める低燃費車の基準【R7 年度改正】

埼玉県地球温暖化対策推進条例第25条第2項の規定に基づき知事が定める低燃費車については、埼玉県告示により定めています。

改正 平成 22 年 3 月 30 日付 告示第 485 号
 改正 平成 27 年 3 月 31 日付 告示第 325 号
 改正 令和 2 年 3 月 31 日付 告示第 280 号
 改正 令和 7 年 3 月 28 日付 告示第 209 号

自動車の用途・燃料		車両総重量	基準（告示による）	車検証又は自動車検査証記録事項の記載例
乗用	ガソリン車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※4}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
		3.5t 以下	令和 12 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
	ディーゼル車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※4}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
		3.5t 以下	令和 12 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
	L P ガス車	3.5t 超	全て該当 ^{※6}	
		2.5t 超 3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※4}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
2.5t 以下		令和 12 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)	
貨物・乗合	ガソリン車	3.5t 超	全て該当 ^{※6}	
		3.5t 以下	(貨物) 令和 4 年度燃費基準達成車 ^{※3} ----- (乗合) 令和 12 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 4 年度燃費基準達成車 令和 4 年度燃費基準〇〇%向上達成車 ----- 令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
	ディーゼル車	3.5t 超	令和 7 年度燃費基準達成車 ^{※2}	令和 7 年度燃費基準達成車 令和 7 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
		3.5t 以下	(貨物) 令和 4 年度燃費基準達成車 ^{※3} ----- (乗合) 令和 12 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 令和 2 年度燃費基準 20%以上達成車	令和 4 年度燃費基準達成車 令和 4 年度燃費基準〇〇%向上達成車 ----- 令和 12 年度燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準〇〇〇%達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇〇%達成車 (〇〇〇は 100 を超える数値)
	L P ガス車		全て該当 ^{※6}	

自動車の用途・燃料	基準（告示による）	車検証又は自動車検査証記録事項の記載例
天然ガス自動車	全て該当 ^{※6}	
プラグインハイブリッド自動車	全て該当 ^{※6}	
電気自動車	全て該当 ^{※6}	
燃料電池車	全て該当 ^{※6}	

- ※1 「令和12年度燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）」（以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和12年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和12年度燃費基準〇〇〇%達成車」と記載がある場合は、令和12年度燃費基準の100%を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- ※2 「令和7年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく令和7年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和7年度燃費基準〇〇〇%達成車」と記載がある場合は、令和7年度燃費基準の100%を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- ※3 「令和4年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく令和4年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和4年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、令和4年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
「令和4年度燃費基準〇〇%達成車」（〇〇が100未満の数値）は低燃費車に該当しない。
- ※4 「令和2年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく令和2年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和2年度燃費基準〇〇〇%達成車」と記載がある場合は、令和2年度燃費基準の100%を上回る燃費性能を有する自動車をいう。
- ※5 各燃費基準について、「令和〇年度燃費基準〇〇%向上達成車」と表示されている場合は、〇〇は0を上回る数値。
「令和〇年度燃費基準〇〇〇%達成車」と表示されている場合は、〇〇〇は100を上回る数値であること。
- ※6 「全て該当」とは、そのカテゴリーの自動車は、すべて低燃費車に該当することをいう。

埼玉県の定める低燃費車の基準【R6 年度まで】

埼玉県地球温暖化対策推進条例第 25 条第 2 項の規定に基づき知事が定める低燃費車については、埼玉県告示により定めています。

平成 22 年 3 月 30 日付 告示第 485 号
 改正 平成 27 年 3 月 31 日付 告示第 325 号
 改正 令和 2 年 3 月 31 日付 告示第 280 号

自動車の用途・燃料	車両総重量	基準（告示による）	車検証の記載の例
ガソリン車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 平成 27 年度燃費基準達成車 ^{※2}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 平成 27 年度燃費基準 10%以上達成車 ^{※2}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
乗用 ディーゼル車	3.5t 超	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 平成 27 年度燃費基準達成車 ^{※2}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
	3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 平成 27 年度燃費基準 10%以上達成車 ^{※2}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 27 年度燃費基準〇〇%向上達成車
L P ガス車	3.5t 超	全て該当 ^{※4}	
	2.5t 超 3.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 平成 22 年度燃費基準 25%以上達成車 ^{※3}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 22 年度燃費基準 25%向上達成車
	2.5t 以下	令和 2 年度燃費基準達成車 ^{※1} 又は 平成 22 年度燃費基準 10%以上達成車 ^{※3}	令和 2 年度燃費基準達成車 令和 2 年度燃費基準〇〇%向上達成車 平成 22 年度燃費基準 10%向上達成車

自動車の用途・燃料		車両総重量	基準（告示による）	車検証の記載の例
貨物・乗合	ガソリン車	3.5t 超	全て該当 ^{※4}	
		3.5t 以下	平成27年度燃費基準達成車 ^{※2}	平成27年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
	ディーゼル車	3.5t 超	平成27年度燃費基準達成車 ^{※2}	平成27年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
		3.5t 以下	平成27年度燃費基準達成車 ^{※2}	平成27年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車
	LPガス車		全て該当 ^{※4}	
天然ガス自動車			全て該当 ^{※4}	
プラグインハイブリッド自動車			全て該当 ^{※4}	
電気自動車 燃料電池車			全て該当 ^{※4}	

※1 「令和2年度燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）」（以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和2年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、令和2年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※2 「平成27年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成27年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「平成27年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、平成27年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※3 「平成22年度燃費基準達成車」とは、燃費基準実施要領に基づく平成22年度燃費基準を達成している自動車をいう。また、「平成22年度燃費基準〇〇%向上達成車」と記載がある場合は、平成22年度燃費基準を上回る燃費性能を有する自動車をいう。

※4 「全て該当」とは、そのカテゴリーの自動車は、すべて低燃費車に該当することをいう。

3 低燃費車の確認方法

自動車検査証の備考欄の燃費基準に関する記載や、自動車に貼られた燃費基準に関するステッカーにより、自動車の燃費基準達成状況を確認してください。

★自動車検査証により確認する際には、以下に示すイメージ図を御参照ください。

車検査証イメージ図

令和 6年 6月 20日
 埼玉運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号 大宮 300 さ ○○○○	登録年月日/交付年月日 令和 6年6月20日	初度登録年月 令和 6年 6月	自動車の種別 普通	用途 乗用	自家用・事業用の別 箱型	
車名 ○○○			乗車定員 —	車両重量 1250 kg	車両総重量 1525 kg	
車台番号 ○○○-○○○○○○○○			長 439 cm	高さ 143 cm	前前軸重 750 kg	前後軸重 — kg
型式 ○○○-○○○		原動機の型式 ○○○-○○○	総排気量又は総排気量 1.34 l	燃料の種類 ガソリン	型式指定番号 00000	類別区分番号 0000
所有者の氏名又は名称 (株)彩の国自動車リース						
所有者の住所 東京都千代田区霞が関1-2-2						
使用者の氏名又は名称 (株)彩の国ムービング						
使用場所 さいたま市浦和区高砂3-15-1						
さいたま市浦和区北浦和5-6-5						

①で該当ではない場合は、次に②を確認!!

② 自動車重量税額 ¥○○,○○○

令和12年度燃費基準達成車
令和2年度燃費基準143%達成車

[走行距離計表示値] ○○,○○○km
ハイブリッド車
以下余白

燃料の種類が以下の車両は低燃費車に該当します。

- * 電気
- * 燃料電池
- * CNG
- * プラグインハイブリッド (ガソリン・電気)
- * LPGの貨物・乗合
- * LPGの乗用、3.5 t 超
- * ガソリンの貨物・乗合、3.5 t 超

燃費基準達成状況がここに記載されています。

【低燃費車該当の記載例】
令和12年度燃費基準達成車、
令和12年度燃費基準○○%達成車 (%が100%を超える数値)
令和2年度燃費基準○○%向上達成車 (%が0%を超える数値)

【低燃費車に該当しない記載例】
令和4年度燃費基準90%達成 (%が100未満の数値)

*「埼玉県の定める低燃費車の基準」を参照し低燃費車に該当するかどうかをご確認ください。

車両総重量はここで確認してください

まずはここを確認!!

★ステッカーにより確認する場合は、以下に示すステッカーを参照し低燃費車に該当するかどうかをご確認ください。

燃費基準達成状況	ステッカーの例
令和12年度燃費基準達成車	 星5つ未満のステッカーは令和12年度基準を達成していません
令和2年度燃費基準達成車 令和2年度燃費基準○○%向上達成車	  

※低排出ガス認定車のステッカーとは異なりますのでご注意ください。



★電子車検証の場合は自動車検査証記録事項により確認してください。

車検証イメージ図

自動車検査証記録事項

1. 基本情報					
自動車登録番号又は車両番号		大宮 503 は 1234			
車台番号	MXPL10-1026333				
登録年月日/交付年月日	令和 5年 1月 20日	初度登録年月	令和 5年 1月	有効期間の満了する日	令和 8年 1月 19日

2. 所有者・使用者情報					
所有者の氏名又は名称	埼玉県				
所有者の住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1				
使用者の氏名又は名称	**				
使用者の住所	**				
使用の本拠の位置	**				

燃料の種類が以下の車両は低燃費車に該当します。

- * 電気
- * 燃料電池
- * CNG
- * プラグインハイブリッド (ガソリン・電気)
- * LPGの貨物・乗合
- * LPGの乗用、3.5t超
- * ガソリンの貨物・乗合、3.5t超

①
まずはここを確認！！

3. 車両詳細情報					
車名	トヨタ				
型式	6AA-MXPL100	原動機の型式	M15A-1NM		
自動車の種別	小型	用途	乗用	乗用の別	自家用
車体の形状	スリムワゴン		乗車定員	5人	
最大積載量					
車両重	1330kg	車両総重量	1605kg	長さ	426cm
幅	169cm		高さ	169cm	
前軸重	770kg	前後軸重		後前軸重	
後軸重		前後軸重		後後軸重	56kg
燃費	1.49L		燃費気量又は定格出力		
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	20550	類別区分番号	0001

車両総重量はここで確認してください

①

①で該当ではない場合は、次に②を確認！！

②

4. 備考	
[大宮] 新規登録	
令和12年度燃費基準達成車	
令和2年度燃費基準143%向上達成車	
ハイブリッド車	
平成28年度騒音規制車	

燃費基準達成状況がここに記載されています。

【低燃費車該当の記載例】

- 令和12年度燃費基準達成車、
- 令和12年度燃費基準〇〇〇%達成車(%が100を超える数値)
- 令和2年度燃費基準〇〇%向上達成車(%が0を超える数値)

【低燃費車に該当しない記載例】

- 令和4年度燃費基準90%達成車(%が100未満の数値)

*「埼玉県の定める低燃費車の基準」を参照し低燃費車に該当するかどうかをご確認ください。

②

参考4 型式と車両の種類対応表

計画別紙3の低公害車等代替計画を作成する際、自動車の種類を下の表で確認しながら記入してください。

車検証の「型式」のハイフンより前のアルファベット記号で確認することで判断できます。

ガソリン・LPG(ハイブリッド(2桁目が「A」)及びプラグインハイブリッド(2桁目が「L」)を除く)

車両の種類		型式のアルファベット記号
ガソリン・LPG (ハイブリッド除く)	新☆☆☆ (ポスト新長期、新長期、H30規制)	3桁で「C」「M」「4」のいずれかから始まるもの
	新☆☆☆☆ (ポスト新長期、新長期、H30規制)	3桁で「D」「R」「5」のいずれかから始まるもの
	新☆☆☆☆☆ (H30規制)	3桁で「6」から始まるもの
	他	上記の区分に該当しないもの

軽油(ハイブリッド(2桁目が「C, J, N, Q, S」)及びプラグインハイブリッド(2桁目が「M」)を除く)

車両の種類		型式のアルファベット記号
軽油 (ハイブリッド除く)	新長期 (新☆なし)	3桁で下記2つに該当しないもの
	新長期 (新☆あり)	3桁で「N」または「P」または「B」から始まるもの
	ポスト新長期	3桁で「L,F,M,R,S,T,Q」から始まるもの
	H28・30規制	3桁で「2, 3, 4, 5, 6」から始まるもの
	他	上記の区分に該当しないもの

※計画を作成する際、計画別紙3の計画作成時の台数は自動カウントされます。

※実績を作成する際、実績別紙3の対象年度の減少台数・新規使用台数は自動カウントされ欄外に表示されますので、該当年度欄に転記してください。

参考5 車両毎の排出量の入力について

計画別紙2-1及び実績別紙2-1の車両毎の排出量の各欄を入力する際に、車検証情報を基に入力する情報については、以下の対応図を参照の上入力してください。

車両毎の排出量

番号	事業場 コード	ナンバープレート				初度登録 年月	自動車の種別	型式	車両 総重量 (kg)	燃料種類	後付け装置		低燃費 車:1 を記入
		使用 の本拠	分類 番号	文字	指定 番号						NOx・ PM 低減		
1	1	熊谷	301	つ	2201	令和4年2月	乗用車(軽乗用を除く)	DAA	1,625	ハイブリッド(ガソリン)			1
2													
3													
4													
5													

令和4年2月4日 埼玉運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	発付年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	8段階・9段階の別	車体の形状			
熊谷 301 つ 2201	令和 4年 2月 4日	令和 4年 2月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン			
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量					
ホンダ	5人		1350kg	1625kg					
車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重		
RU4-1307000	433cm	177cm	160cm	800kg			550kg		
型式	原動機の型式	総排気量又は総排出	燃料の種類	型式指定番号	種別区分番号				
DAA-RU4	LEB-H1	1.49kg	ガソリン	17668	0006				
所有者の氏名又は名称 株式会社 彩の国ムービング									
所有者の住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1									
使用者の氏名又は名称 ***									
使用者の住所 ***									
使用の本拠の位置 埼玉県大里郡寄居町寄居1500									
有効期間の満了する日 令和 7年 2月 3日									
備考 [熊谷] 新規登録 自動車重量税 ¥5,600 令和2年度燃費基準20%向上達成車 ハイブリッド車									

**低燃費車に
該当するか確認の上
入力する**

**NOx・PM低減装置を装着している場合は、
備考欄にその旨記載されます**

車両毎の排出量

番号	事業場コード	ナンバープレート				初度登録年月	自動車の種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	後付け装置		低燃費車:1を記入
		使用の本拠	分類番号	文字	指定番号						NOx・PM低減		
1	1	大宮	503	は	1234	令和5年1月	乗用車(軽乗用を除く)	6AA	1,605	ハイブリッド(ガソリン)			1
2													
3													
4													
5													

自動車検査証記録事項

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号 **大宮 503 は 1234**

車台番号 **MXPL10-1026333**

初度登録年月 **令和5年1月** 有効期間の満了日 **令和8年1月19日**

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称 **埼玉県**

所有者の住所 **埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1**

使用者の氏名又は名称 *******

使用者の住所 *******

使用の本拠の位置 *******

3. 車両詳細情報

車名 **トヨタ**

型式 **6AA-MXPL10G** 原動機の型式 **M15A-1NM**

自動車の種別 **小型** 用途 **乗用** 自家用・事業用の別 **自家用**

車体の形状 **ステーションワゴン** 乗車定員 **5人** 最大積載量

車両重量 **1330kg** 車両総重量 **1605kg** 長さ **426cm** 幅 **169cm** 高さ **169cm**

前軸重 **770kg** 前後軸重 後前軸重 後後軸重 **86kg** 燃料タンク容量 **1.49L**

燃料の種類 **ガソリン** 型式指定番号 **20550** 類別区分番号 **0001**

4. 備考

[大宮] 新規登録

令和12年度燃費基準達成車

令和2年度燃費基準150%達成車

ハイブリッド車

平成28年度騒音規制車

NOx・PM低減装置を装着している場合は、備考欄にその旨記載されます

低燃費車に該当するか確認の上入力する

参考6 日本標準産業分類 中分類 (令和5年総務省告示第256号)

01	農業	51	繊維・衣服等卸売業
02	林業	52	飲食料品卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
05	鉱業, 採石業, 砂利採取業	55	その他の卸売業
06	総合工事業	56	各種商品小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	57	織物・衣服・身の回り品小売業
08	設備工事業	58	飲食料品小売業
09	食料品製造業	59	機械器具小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	60	その他の小売業
11	繊維工業	61	無店舗小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	62	銀行業
13	家具・装備品製造業	63	協同組織金融業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
15	印刷・同関連業	65	金融商品取引業, 商品先物取引業
16	化学工業	66	補助的金融業等
17	石油製品・石炭製品製造業	67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	68	不動産取引業
19	ゴム製品製造業	69	不動産賃貸業・管理業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	70	物品賃貸業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
25	はん用機械器具製造業	75	宿泊業
26	生産用機械器具製造業	76	飲食店
27	業務用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	81	学校教育
32	その他の製造業	82	その他の教育, 学習支援業
33	電気業	83	医療業
34	ガス業	84	保健衛生
35	熱供給業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
36	水道業	86	郵便局
37	通信業	87	協同組合(他に分類されないもの)
38	放送業	88	廃棄物処理業
39	情報サービス業	89	自動車整備業
40	インターネット附随サービス業	90	機械等修理業(別掲を除く)
41	映像・音声・文字情報制作業	91	職業紹介・労働者派遣業
42	鉄道業	92	その他の事業サービス業
43	道路旅客運送業	93	政治・経済・文化団体
44	道路貨物運送業	94	宗教
45	水運業	95	その他のサービス業
46	航空運輸業	96	外国公務
47	倉庫業	97	国家公務
48	運輸に附帯するサービス業	98	地方公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	99	分類不能の産業
50	各種商品卸売業		

参考7 バイフューエル車の記載について

バイフューエル車（2種類の燃料を使用可能な自動車）を使用している場合、別紙2-1への記載は次のようにおこないます。

① 2種類の燃料のうち、使用量の多い方をメイン燃料、少ない方をサブ燃料とします。

燃料種類欄にメイン燃料の種類を記載します。

② サブ燃料の給油量をメイン燃料の給油量に換算します。

換算式： [給油量換算値] = [サブ給油量] × [サブ排出係数] / [メイン排出係数]

③ 年間燃料給油量欄に「メイン燃料の給油量」に「サブ燃料の給油量をメイン燃料の給油量に換算した値」を加算した値を記載します。

【例】CNG（メイン）とガソリン（サブ）のバイフューエル車の場合

① メイン燃料：CNG、2000 m³使用

サブ燃料：ガソリン、100 L使用

② ガソリンの給油量をCNGの給油量に換算する。

$$[\text{給油量換算値}] = 100 \times 2.32 / 2.23 = 104 \text{ m}^3$$

※ [給油量換算値] = [サブ給油量] × [サブ排出係数] / [メイン排出係数]

③ CNG給油量とガソリンの給油量を換算した値を足す。

$$[\text{年間燃料給油量}] = 2000 + 104 = 2104 \text{ m}^3$$

よって

燃料種類 CNG 年間燃料給油量 2104 と記載します。

● CO₂排出係数

・ガソリン	2.32 (kg・CO ₂ /L)
・軽油	2.58 (kg・CO ₂ /L)
・LPG	3.00 (kg・CO ₂ /kg)
・CNG	2.23 (kg・CO ₂ /m ³)
・電気・燃料電池	0 (kg・CO ₂ /kWh)
・メタノール	1.37 (kg・CO ₂ /kg)



問合せ先

埼玉県中央環境管理事務所	電話：048-822-5199
埼玉県西部環境管理事務所	電話：049-244-1250
埼玉県東松山環境管理事務所	電話：0493-23-4050
埼玉県秩父環境管理事務所	電話：0494-23-1511
埼玉県北部環境管理事務所	電話：048-523-2800
埼玉県越谷環境管理事務所	電話：048-966-2311
埼玉県東部環境管理事務所	電話：0480-34-4011

発行

埼玉県環境部大気環境課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3065 FAX：048-830-4772

E-mail：a3050-04@pref.saitama.lg.jp

ホームページ

【自動車地球温暖化対策計画に関するページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/jidousya-ontai/jidousya-ontai-keikaku.html>